

新型コロナウイルスワクチン接種費用(追加接種)の請求等について

本会への請求対象【接種費用・時間外・休日加算分】

- 令和3年12月接種分からは、該当市区町村又は国保連合会に対し、接種費用の請求と一体的に時間外・休日加算分も請求してください。**1、2回目接種分についても、予診票を変更し、時間外、休日加算分と接種費用を一体的に請求することとなります。**

11月接種分まで(1、2回目接種)

被接種者	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住するもの	接種費用	市区町村別請求書 予診票	市区町村	医療機関向け手引き等参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住するもの	接種費用	請求総括書 市区町村別請求書 予診票	国保連合会	医療機関向け手引き等参照
全ての者	時間外・休日加算	請求書 実績報告	市区町村	令和3年6月23日付け事務連絡参照

12月接種分から(1～3回目接種)

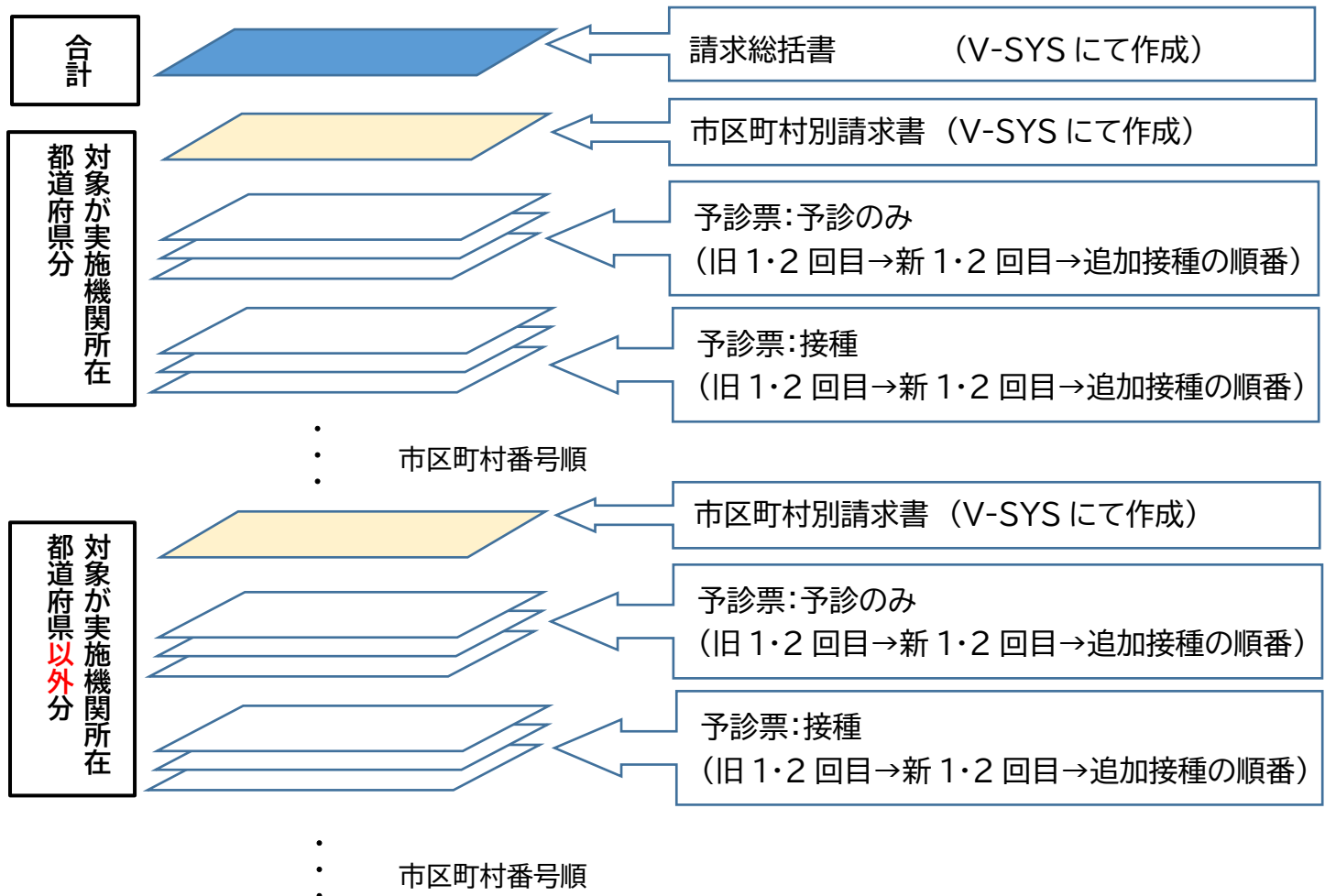
被接種者	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住するもの	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票	市区町村	医療機関向け手引き等参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住するもの	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票	国保連合会	医療機関向け手引き等参照

※ 医療機関等が旧予診票を使用した場合は、時間外・休日加算分の請求は市区町村に行くこと。

予診票の旧様式から新様式への切り替えに伴う請求の注意点

- 11月30日以前の接種分については旧様式を用い、12月1日以降の接種分については新様式を用いてください。
- 医療機関等が旧予診票を用いて費用請求する場合は、**時間外・休日加算と一体的に請求できない**ため、時間外・休日加算は接種費用とは別に市区町村に請求してください。

医療機関等における国保連合会への請求時の編綴方法(追加接種開始以降)



※ 請求総括書・市区町村別請求書の新様式は、1月請求分からV-SYSで出力できるようになります。

追加接種開始後の1、2回目接種の取扱いについて

○ 新型コロナワクチンの臨時接種実施期間が終了するまでは、**1、2回目接種も実施可能**であることに御留意願います。

新型コロナワクチンの臨時接種の実施期間(※)
令和3年2月17日～令和4年9月30日

※「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部改正について(令和3年11月16日付け厚生労働省発健1116第5号厚生労働大臣通知)

● 上記実施期間の間は、**1、2回目接種を含めて、臨時接種を実施することが可能**です。

住所地外接種分請求書類の送付先(問合せ先)

〒020-0025

盛岡市大沢川原 3 丁目 7 番 30 号

岩手県国民健康保険団体連合会

審査管理課 新型コロナウイルスワクチン予防接種等担当

TEL:019-903-8036

※ 新型コロナウイルスワクチン接種に係る請求書類提出にあたっては、封筒の表面に「新型コロナウイルスワクチン接種予診票在中」と朱書きし、**診療報酬請求と混同しないよう**単独で送付してください。または、同封する場合であっても、診療報酬請求と区別できるよう、別に封入していただくなど御協力をお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」が更新となる場合がありますので、随時厚生労働省ホームページを御確認ください。